

奈良県告示第七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

平成二十六年四月一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
奈良県総合医療センター 	奈良市平松一丁目三〇番一 号	平成二十九年三月三十一日
奈良県西和医療センター 	生駒郡三郷町三室一丁目一 四番一六号	平成二十九年三月三十一日
独立行政法人地域医療 機能推進機構大和郡山 病院	大和郡山市朝日町一番六二 号	平成二十九年三月三十一日
社会医療法人平和会吉 田病院	奈良市西大寺赤田町一丁目 七番一号	平成二十九年三月三十一日